

# 小規模特定事業の許可申請をされる皆様へ

この条例は、不適正な土砂等の埋立て等に伴い周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況をふまえて、土砂等の埋立て等の適正化をはかり、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止することを目的に、栃木県では事業区域面積3,000平方メートル以上を対象とした、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を平成11年4月1日から施行しています。

さくら市においても県条例と連携し、事業区域面積1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満を対象（小規模特定事業）とした条例を平成17年3月28日に施行（旧氏家町、旧喜連川町において平成12年7月1日から施行）しています。

このたび、県条例の施行から6年以上が経過し、施行時からの新たな状況変化が生じてきたことから、県条例の改正にあわせて市条例の一部改正（平成18年3月17日公布）を行い、平成18年7月1日（一部の規定は4月1日）から施行しました。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解いただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法や留意事項等を解説したものです。

事業者や土地所有者等の皆さんは、今回の改正内容を十分にご理解いただき、土砂等の埋立て等の事業の適正化に、引き続きご協力をお願いします。

なお、主な改正内容は、次のとおりです。

## 小規模特定事業の許可を受ける者に関する内容

### 【許可に係るもの】

事業期間を3年以内とした。また、許可期間の変更は1年以内とした。

引き続き1年以上事業が行われていないときは、市長は許可を取り消すこととした。

土地所有者から同意書を取得するに当たり、事業内容を十分説明することとした。

市長は許可に当たり、許可対象から除外又は許可取消しとする規定を設けた。

例) 措置命令に従わない者、許可取消し後3年を経過していない者、廃棄物処理法の欠格要件該当者 等

小規模特定事業の譲受けについて、事前に市長の市長の許可を受けなければならないこととした。

土壌汚染対策法の規定による小規模特定事業について、市条例の適用除外とした。

### 【許可事業の実施に係るもの】

土砂等を搬入する車両へ、社名等を表示することとした。

搬入土砂等に関する土砂等管理台帳を作成することとした。

周辺住民等へ事業内容を周知するよう努めることとした。

措置命令に従わない者に対して、市長は社名等を公表することとした。

## 土地所有者、その他の者に関する内容

土地所有者は、事業状況を定期的に確認し、必要に応じて市長に報告することとした。

土砂等を排出する事業者は、搬出土砂等の汚染状態を確認することとした。

安全基準に適合しない土砂等を搬入した者や埋立て等をするを要求等した者に対して、市長は措置命令を行う規定を設けた。

## その他の主な改正内容

許可未満規模の埋立て(1,000 m<sup>2</sup>未満)に対しても、使用される土砂等への安全基準や崩落等の防止措置等に規定を設けた。

許可未満規模の埋立て(1,000 m<sup>2</sup>未満)に対しても、安全基準違反の措置命令制度を規定した。

県条例と市条例の罰金額を同額とした。

# 本条例における許可制度の概要

本条例では、小規模特定事業を行おうとする場合、許可を受ける必要がありますが、許可申請から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

## 1 許可を受けるまでの流れ

土砂等の埋立て等を行おうとする者

小規模特定事業(小規模一時たい積事業も含む)にあたるか?

YES

事業区域に法令等の制約はないか?

YES

許可制度の適用除外とされるものにあたらぬか?

YES

許可申請手続(第7条)  
事業期間は3年以内

許可基準に適合するか?

YES

許可

NO

NO

NO

NO

不許可

**土砂等の埋立て等**：土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物）による土地の埋立て、盛土、その他の土地へのたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く）を行う行為

**小規模特定事業**：土砂等の埋立て等に供する区域の面積が1,000㎡以上3,000㎡未満である事業

**小規模特定事業等**：小規模特定事業及び土砂等の埋立て等に供する区域の面積が1,000平方メートル未満である事業

**小規模一時たい積事業**：他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う小規模特定事業

本条例の許可不要（ただし、第3条の2、第3条の3、第4条、第5条、第20条、第20条の2、第22条、第25条、第26条の規定は適用となる。）

**【検討事項】**

- ・文化財の有無
- ・地目等の制約の有無（青地、赤道、水路、農地、山林等）
- ・土地所有者の承諾（権利者関係の調整含む）
- ・法令等の制約の有無（指定区域、保護区域、都市計画法の用途地域等） etc

関係機関との調整

**【適用除外（第6条ただし書き各号）】**

- 国、地方公共団体その他規則で定める公共の団体が行うもの
- 採石法、砂利採取法等の許認可等の許認可等を受けた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行うもの
- 採石法又は砂利採取法の許可を受けた採取計画に従って行うもの
- 土壤汚染対策法の指定区域内で行うもの
- 非常災害のために必要な応急措置として行うもの
- 通常の管理行為、軽易な行為等で規則で定めるもの

**【許可基準（第8条）】**

- 欠格事項に該当しないこと。（欠格事項：措置命令不服従、許可取消3年未経過、廃掃法欠格事項等）
- 第6条の2による土地所有者の同意を得ていること。
- 事業が3年以内に完了するものであること。
- 完了時のたい積の構造が規則の基準に適合するもの。
- 場外排水汚染状態測定のために必要な措置が図られていること。
- 災害発生防止のために必要な措置が図られていること。
- （小規模一時たい積事業にあつては、上記～及びの他、  
・施工時における構造基準適合性）

(譲受け)

譲受けの許可  
手続きは上記に準じる

## 2 小規模特定事業施工時の義務

### 【全ての許可事業者が行うもの】

土砂等の搬入の届出（11条）

土砂等管理台帳の作成（12条1項）  
及び土砂等の量の報告（12条2項）

水質検査等の実施（13条1項）  
及び結果報告（13条3項）

関係書類の縦覧（14条）  
標識の掲示等（15条）  
搬入車両への表示（15条の2）

採取場所ごと、かつ5,000 m<sup>3</sup>ごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付

採取場所ごとに一日当たりの搬入・搬出量等を記載する。  
6ヶ月（小規模一時たい積事業は3ヶ月）ごとに当該6ヶ月（小規模一時たい積事業は3ヶ月）を経過した日から2週間以内（完了時等はその届出時）

6ヶ月（小規模一時たい積事業は3ヶ月）ごとに当該6ヶ月（小規模一時たい積事業は3ヶ月）を経過した日から2週間以内（完了時等は市長が指定した日）

### 【必要に応じて行うもの】

申請事項の変更許可申請（第10条1項）

小規模特定事業区域の変更や小規模特定事業の期間の変更等については、許可申請が必要

及び軽微な変更の届出（第10条3項）

氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については、届出をすること

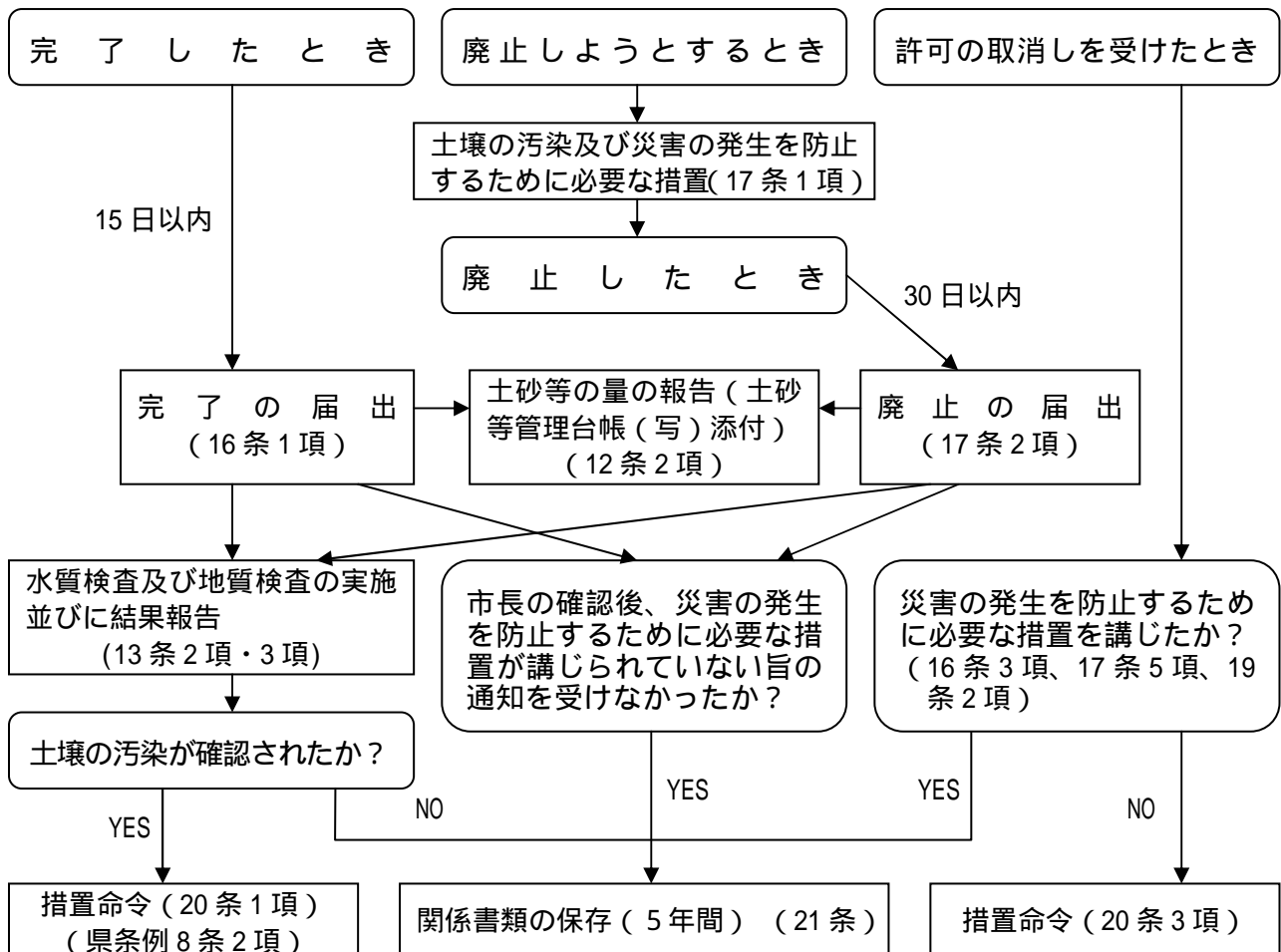
休止（2ヶ月以上）の届出（17条）

譲受けの許可（17条の2）

譲受け許可を受けた者が許可事業者の地位を継承  
許可事業者の地位の継承があった日から遅滞なく

相続による地位継承の届出（18条）

## 3 小規模特定事業の終了



# 小規模特定事業を実施する方への留意事項

## 1 事業の実施にあたって

小規模特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市教育委員会に確認すること。（埋蔵文化財がある場合には、その調査後の申請となる。）

小規模特定事業を実施する区域（土地）内に、青地や赤道がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどのようにするか等を建設課及び土木事務所等に確認すること。

小規模特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）の手続き等について農業委員会に確認すること。

小規模特定事業を実施する区域の近隣に、学校や保育園等の公共施設がある場合は、学校教育課、児童課等と協議すること。

小規模特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等による必要な許可や届出について、農政課又は林務事務所に確認すること。

施行規則第6条別表第4に掲げる行為や開発行為等については、関係許認可等を十分に確認すること。

1,000 m<sup>2</sup>以上の小規模一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法に基づく届出が必要になります。

上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることとなるため、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等をとること。

許可にあたっては、条例第9条の規定による許可条件を付する場合があります。

## 2 事業について

### 事業区域、対象事業

小規模特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、小規模一時たい積場の保安地帯、事務所は含みません。

また、開発行為や宅地造成等の事業を切土・盛土で実施の場合は、その事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となります。（たとえ隣接地でも許可対象。）

さくら市条例では、事業区域面積が1,000 m<sup>2</sup>以上3,000 m<sup>2</sup>未満の事業が許可対象となります。

なお、変更により事業区域面積が3,000 m<sup>2</sup>以上になった場合は、その時点で県条例の許可が必要となります。

また、事業区域面積が1,000 m<sup>2</sup>未満であっても、その土地に隣接する土地において、その埋立てに着手する日前3年以内に同一事業者により埋立て等が行われ、又は行われている場合、その面積の合計が1,000 m<sup>2</sup>以上になるものも許可の対象となります。

## 使用材料等

鉍滓や採石等は、この条例の対象外です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されません。

## 継続事業

平成 12 年 4 月 1 日現在、小規模特定事業を実施している場合は、平成 12 年 6 月 30 日までは許可を受けずに事業を継続できますが、県条例第 8 条及び第 9 条の規定は適用になります。

継続事業でも平成 12 年 7 月 1 日以降の残事業は、この条例の許可対象となります。

合併前の氏家町条例又は喜連川町条例の規定による処分、手続その他の行為は、それぞれさくら市条例の相当規定によりなされたものとみなされます。

平成 18 年 3 月改正条例の施行日前に申請が受理された事業は、改正前の規定が適用されます。

## 3 その他

小規模特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時に廃止又は完了となります。

土砂等搬入届に添付する、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析結果証明書は、採取場所ごとに必要です。

農地法の 5 条申請（農地転用の許可申請）のうち、所有権移転に係るものは、土地所有者の承諾書は不要です。（農地転用の許可申請書の写しは必要。）

排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認してください。